

令和3年度 第1回福井市国民健康保険運営協議会

日 時：令和3年11月12日（金）資料送付

次 第

1 議事

(1) 報告事項

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ① 令和2年度福井市国民健康保険特別会計の決算について | 資料1 |
| ② 令和2年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について | 資料2 |
| ③ 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について | 資料3 |
| ④ 福井市国民健康保険条例の一部改正について | 資料4 |

令和2年度 福井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

☆ポイント

歳入

- ・被保険者数の減少等から国民健康保険税が2.9%減となった
(被保険者数 R01 45,457人⇒ R02 44,280人)
- ・県支出金は、保険給付費の支出が当初見込みより少なかったことによる普通交付金の減額

歳出

- ・保険給付費は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えにより大幅な減額
- ・令和2年度の決算は、歳入218億4,541万円に対し、歳出211億3,369万円となり、差引7億1,172万円の黒字となった(前年度繰越金を除く単年度収支は4億5,445万円)

(歳入)

(単位:千円)

科 目	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	対前年度 比較増減額
国民健康保険税	5,037,823	4,891,162	△ 146,661
使用料及び手数料	1,716	1,435	△ 281
国庫支出金	2,018	81,218	79,200
県支出金	15,876,224	14,768,021	△ 1,108,203
財産収入	3	5	2
繰入金	1,727,710	1,632,766	△ 94,944
繰越金	119,166	257,273	138,107
諸収入	214,525	213,536	△ 989
歳入合計	22,979,185	21,845,416	△ 1,133,769

(歳出)

科 目	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	対前年度 比較増減額
総務費	291,454	289,428	△ 2,026
保険給付費	15,724,387	14,561,535	△ 1,162,852
基金積立金	100,003	130,005	30,002
諸支出金	60,682	127,831	67,149
共同事業拠出金	4	4	0
予備費	0	0	0
保健事業費	152,244	130,605	△ 21,639
国民健康保険事業費納付金	6,393,138	5,894,284	△ 498,854
歳出合計	22,721,912	21,133,692	△ 1,588,220
会計収支(歳入合計－歳出合計)	257,273	711,724	454,451
単年度収支(前年度繰越金を除く)	138,107	454,451	316,344
実質単年度収支(法定外繰入金を除く)	△ 44,937	343,131	388,068

歳入歳出差引残額

711,724 千円 を 令和3年度に繰り越した。

令和2年度 福井市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算書

★ポイント

- 歳入 ・受診者推移(令和元年度 121人→令和2年度 126人)
 ・国民健康保険診療所基金繰入金の増額
- 歳出 ・診療事業に必要な医薬品等購入の増額

(歳入)

(単位:円)

科目		令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	対前年度 比較増減額	備 考
診療収入	国民健康保険診療報酬収入	94,511	107,429	12,918	≪開設状況≫ 福井市中手町 上味見診療所 開設時間 毎週木曜日 13:45~15:15 開設日数 49日 延利用者数 126人
	社会保険診療報酬収入	0	4,480	4,480	
	後期高齢者診療報酬収入	1,279,476	1,225,647	△ 53,829	
	その他の診療報酬収入	44,000	40,000	△ 4,000	
	一部負担金収入	179,700	180,570	870	
	小計	1,597,687	1,558,126	△ 39,561	
使用料 及び 手数料	診断書手数料	0	0	0	
	保健衛生活動手数料	0	0	0	
	意見書作成手数料	4,400	0	△ 4,400	
	小計	4,400	0	△ 4,400	
財産収入	12,006	2,832	△ 9,174	国民健康保険診療所基金利子	
繰入金	692,000	848,000	156,000	国民健康保険特別会計繰入金	
繰越金	968,396	563,189	△ 405,207		
諸収入	0	0	0		
歳入合計	3,274,489	2,972,147	△ 302,342		

(歳出)

(単位:円)

科目		令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	対前年度 比較増減額	備 考
総務費	一般管理費	1,711,313	1,709,290	△ 2,023	事務諸経費 1,671,412
					施設維持管理費 37,878
医業費	医療器具費	0	0	0	
	医療用消耗品費	983,543	1,019,628	36,085	医薬品費
	医業費	4,438	2,264	△ 2,174	諸検査費
	小計	987,981	1,021,892	33,911	
基金積立金	12,006	2,832	△ 9,174	国民健康保険診療所基金積立金	
予備費	0	0	0		
歳出合計	2,711,300	2,734,014	22,714		

歳入歳出差引残額 238,133 円 を 令和3年度に繰り越した。

1 国民健康保険税の減免について（附則第 26 条の 3）

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯や事業収入等の減少が見込まれる世帯に対し、国民健康保険税を減免する。

（1）対象世帯

り患世帯・・・主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
減収世帯・・・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済活動の自粛等により
主たる生計維持者の令和 3 年 1 月以降の収入が減少した世帯

（主たる生計維持者に関する要件）

- ・収入が前年比 10 分の 3 以上減少見込み
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること
- ・主たる生計維持者の前年の所得の合計額 1,000 万円以下であること

（2）減免対象となる保険税

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に納期限が設定された保険税

（3）減免額

前年の合計所得金額に応じて、全部又は一部を減額

（4）施行期日

令和 3 年 6 月 24 日

福井市国民健康保険条例の一部改正について

1 新型コロナウイルス感染症の定義の変更（附則6項）

（1）改正の理由

本条例中、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を定めた附則第6項における「新型コロナウイルス感染症」の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）附則第1条の2第1項の規定を引用している。特措法の一部改正に伴い当該条項が削除され、条例で改めて定義する必要が生じたため、条例の一部を改正する。

（2）改正の内容

「新型コロナウイルス感染症」の定義について、改正前の特措法附則第1条の2第1項に規定されていた「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。」と、条例に規定する。

（3）施行期日

令和3年6月24日